

## 名護市店舗等改装支援事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、市内で小売業、飲食業、サービス業等を営む中小企業者・小規模企業者及び新規創業者に対し、店舗を改装する際の改装費用の一部を補助することにより、活力と魅力ある商店街及び地域経済の活性化を図ることを目的に、予算の範囲内で名護市店舗等改装支援事業補助金を交付するものとし、名護市補助金等の交付に関する規則（昭和56年規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者・小規模企業者 中小企業支援法(昭和38年法律第147号)第2条第1項第1号から第3号までに該当するものをいう。
- (2) 新規創業者 市内で新たに創業する者をいう。
- (3) 空き店舗 現時点において営業が行われていない店舗であること。
- (4) 空き家 現に居住していない住宅で、次に掲げる要件の全てを満たすものをいう。
  - ア 別荘等保養の用に供していないもの
  - イ 集合住宅で賃貸営業用でないもの
  - ウ 社宅、寮その他給与住宅でないもの
  - エ その他市長が不相当と認めるものでないもの
- (5) 補助事業 補助の対象となる事業をいう。
- (6) 補助事業者 補助事業を行う者をいう。
- (7) 補助対象経費 補助金の対象となる経費をいう。

### (補助対象者)

第3条 補助事業の対象となる者は、中小企業者・小規模企業者及び新規創業者とし、次の各号の要件の全てを満たすものとする。

- (1) 中小企業者・小規模企業者にあつては市内に主たる事務所又は事業所を有する者とし、新規創業者にあつては当該新規創業者の代表者が市内に住民登録されている者であること。
- (2) 中小企業者・小規模企業者にあつては法人届出書又は開業届出書を既に提出している者とし、新規創業者にあつては年度内に法人届出書又は開業届出書を提出できる者であること。
- (3) 市税に滞納がない者であること。
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に定める営業を行う者でないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員又は警察当局から排除要請された者ではないもの
- (6) 補助事業を適確に遂行するに足る能力を有するものとする。ただし、宗教活

動や政治活動を主たる目的とする団体ではないもの

(7) その他市長が不相当と認める事業者でないこと

(補助対象店舗)

第4条 補助事業の対象となる店舗は、補助対象者が賃貸借契約をしている店舗及び空き店舗並びに店舗として活用することを予定している空き家（以下「店舗等」という。）とし、食品衛生法（昭和22年法律第233号）、建築基準法（昭和25年法律第201号）その他関係法令に違反していない店舗であること。ただし、次の各号に該当するものは対象外とする。

(1) フランチャイズ加盟小売店及びチェーン店舗

(2) 大規模小売店舗立地法（平成10年法律91号）第2条第2項に規定する大規模小売店舗内の店舗

(3) 公の施設内の店舗

(施工等の要件)

第5条 補助事業者は、店舗を改装するにあたっては、市内に事業所を有している施工業者及び販売業者を利用しなければならない。

2 店舗改装の施工は、補助金の交付決定を受けた日の属する年度の3月15日までに完了しなければならない。

(補助対象経費及び補助率)

第6条 補助対象経費及び補助率は、別表のとおりとする。

(補助金の額)

第7条 補助金の額は、前条の規定による補助対象経費の合計額が50万円以上となる事業であって、中小企業者・小規模企業者は50万円、新規創業者は75万円を限度とする。ただし、当該補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

2 補助金の交付は、1回限りとする。

(事業の申請)

第8条 規則第4条の規定による申請は、名護市店舗等改装支援事業補助金交付申請書（様式第1号）によるものとし、必要な書類は次のとおりとする。

(1) 事業実施計画書（様式第2号）

(2) 名護市店舗等改装支援事業補助金に係る改装工事写真（様式第3号）

(3) 改装工事見積書

(4) 改装を行う店舗等の位置図

(5) 補助事業を実施する店舗等の賃貸借契約書の写し

(6) 店舗の改装工事に伴う店舗所有者の同意及び承認等が確認できる書類

(7) 申請者が個人の場合は、住民票

(8) 申請者が法人の場合は、定款及び登記簿謄本

(9) 市税を滞納していないことを証明する資料

(10) その他市長が必要と認める書類

(補助金交付決定等)

第9条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認

めるときは、補助金交付を決定し、名護市店舗等改装支援事業補助金交付決定通知書（様式第4号）により通知するものとする。

- 2 交付決定通知には、規則第6条第1項に規定する条件のほか次の条件を付する。
  - (1) 善良な管理者の注意をもって本事業を執行し、また、補助金を他の用途に使用してはならないこと。
  - (2) 本事業により取得等した財産には、処分の制限があること。
  - (3) 本事業完了後も市の本事業の効果を測定するために行う必要な調査に協力すること。
  - (4) 店舗等の賃貸借期間終了後の原状回復等の責務においては、補助事業者が責任を持って行い、市は責務を負わないこと。
  - (5) 補助事業者は本市又は支援機関等が実施する地域活性化にかかる取組み、イベント等においても積極的に参加するよう努めること。
  - (6) その他法令及び予算で定める補助金の交付の目的を達成するために必要なこと。
- 3 第1項の審査の結果、補助金を交付すべきものと認められないときは、名護市店舗等改装支援事業補助金不交付決定通知書（様式第5号）により、通知するものとする。

（補助事業変更申請）

第10条 規則第6条第1項第1号及び第2号の変更又は中止は、名護市店舗等改装支援事業計画変更（中止）承認申請書（様式第6号）によるものとし、名護市店舗等改装支援事業変更計画書（様式第7号）その他市長が必要と認める書類を添付するものとする。

- 2 前項の申請に係る承認は、名護市店舗等改装支援事業計画変更（中止）承認通知書（様式第8号）によるものとする。

（実績報告）

第11条 規則第12条の規定による実績報告は、名護市店舗等改装支援事業補助金実績報告書（様式第9号）により市長が指定する日までに提出しなければならず、その他の必要な書類は次のとおりとする。

- (1) 名護市店舗等改装支援事業補助金実績報告書（様式第9号）
- (2) 名護市店舗等改装支援事業補助金に係る改装工事写真（様式第3号）
- (3) 施工業者の工事完了証明書（様式第10号）
- (4) 新規創業者は、法人届出書又は開業届出書の写し
- (5) その他市長が必要であると認める書類

（補助金額の確定）

第12条 規則第13条の規定による通知は、名護市店舗等改装支援事業補助金確定通知書（様式第11号）によるものとする。

（補助金請求）

第13条 補助金の交付を受けようとする補助事業者は、名護市店舗等改装支援事業補助金交付請求書（様式第12号）を市長に提出するものとする。

(検査等)

第14条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、報告を求め、又は帳簿その他の書類を検査することができる。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別で定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行する。

別表(第6条関係)

補助対象経費	補助率
店舗改装費(内装工事、外装工事、給排水衛生設備工事、空調設備工事、サイン工事及び電気照明等の設置工事に要する経費)	50%

備考1 補助対象経費には、消費税及び地方消費税相当額を含むものとする。

2 補助対象経費に該当する経費であっても、本市の他の補助金、国庫補助金等本市以外の他の補助金・助成金等の適用を受けた場合、補助対象外とする。